

# 総務常任委員会

令和5年9月19日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|        |        |       |
|--------|--------|-------|
| ◎齋藤 文夫 | ○小城 世督 | 溝部真紀子 |
| 伴 吉晴   | 嶋田 善行  |       |
| 中川 議長  |        |       |

## 2. 欠席委員

木澤 正男

## 3. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 中西 和夫 | 副 町 長     | 加藤 惠三 |
| 教 育 長     | 山本 雅章 | 総 務 部 長   | 西巻 昭男 |
| 総 務 課 長   | 松岡 洋右 | 安全安心課長    | 曾谷 博一 |
| 同 課 長 補 佐 | 角井 幸司 | 政策財政課長    | 真弓 啓  |
| 同 課 長 補 佐 | 関元 佑治 | 税 務 課 長   | 福田 善行 |
| 会 計 管 理 者 | 安藤 晴康 | 教 育 次 長   | 本庄 徳光 |
| 教委総務課長    | 仲村 佳真 | 生涯学習課参事   | 平田 政彦 |
| 同 課 長 補 佐 | 大野 彰彦 | 同 課 長 補 佐 | 荒木 浩司 |

## 4. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 佐谷 容子 | 同 係 長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|-------|-------|

## 5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小城委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますのでただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、木澤委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、小城委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案（1）議案第26号 令和5年度デジタル防災行政無線システム戸別受信機の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

それでは、1. 付託議案（1）議案第26号 令和5年度デジタル防災行政無線システム戸別受信機の取得について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

安全安心  
課長

昨年度、整備工事が完了しました、斑鳩町デジタル防災行政無線システムにつきまして、災害発生時等の防災情報の伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化・重層化を図るため、希望された住民等に防災情報無線の内容を屋内で確認できる戸別受信機の設置、無償貸与をするため、デジタル防災行政無線システム戸別受信機を取得することについて、その価格が700万円を超えることから、地

方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。恐れいりますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

名称及び数量について、戸別受信機2千台、文字情報表示装置20台、契約方法は、随意契約（公募型プロポーザル方式）、契約金額につきましては7,502万円となっております。契約の相手方につきましては、日本電通株式会社奈良支店。なお、納期につきましては、本議会におきまして、議決を賜りましたならば、本契約を締結し、令和6年3月29日までと考えております。

以上、1. 付託議案（1）議案第26号 令和5年度デジタル防災行政無線システム戸別受信機の取得につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 溝部委員。

溝部委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、この文字情報表示装置ってというのはどういうものでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 身体障害者手帳を有する聴覚障害者を対象世帯に、避難情報を送信した文字情報について戸別受信機を通して、その隣にある個別情報装置の文字盤に音声のものが文字として流れてくるというものでございます。

溝部委員 ありがとうございます。それと戸別受信機ですけども、これはもう簡単に家に置いて、電源なりなんかを繋いだらすぐに設置できるものなのか、工事を新たにしないといけないものなのか、どんな感じになりますか。

安全安心課長 イメージとしましては、ラジオのサイズ、大きさ20センチ弱ぐらいのものになるんですけども、ラジオと考えていただいても、電源、もしくは内臓の蓄電池、乾電池を入れるか、いずれかの方法で簡単に鳴ります。ただし、設置する場所によりまして、電波が届きにくいという場合につきましては、新たに屋外に線を設置す

る可能性もありますが、今の電波の状況で見ると、ラジオのアンテナを立てると受信できる状態のレベルにはなっておりますが、例えば、役場のような強固な場所、鉄筋コンクリートの電波が入りにくいところであると、ラジオ型のものでは受信が難しいというケースもあるかと思えます。

溝部委員 そのアンテナみたいなやつを立てるとなったら、その費用はどなたが持つようになるんですか。

安全安心 今のところ、個人さんの形になっております。

課長

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これ、聞こえる範囲、一部屋ぐらいですか、それとも複数の部屋に聞こえてくるというような、ボリュームの大きさにもよるとは思うんですけども、その点はどうかですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 おっしゃるように、ボリュームの最大音量を上げていただくと、例えば続き間でしたら二部屋ぐらいは可能だと思いますが、基本的には設置している場所というイメージ想定でございます。

嶋田委員 人が集まるのは居間ですわな、居間に置いておく。夜、寝室は別やという場合にはどうなるんですかね。やっぱり聞こえない、それとも2台設置も可能ですか。

安全安心 地震等ですと、すぐに避難するというのは難しいかも知れませんが、大雨の時とかを想定しますと、いる場所のほうに基本的に置いていただくとか、寝室のほうになると、それまでに大雨情報とかもすでに流れている可能性もありますので、そちらにつきましてはあらかじめ避難するであるとか、緊急性があれば2階のほうに避難していただくとかという形になると思います。複数台というところにつきましては、現在想定はしておりませんで、今後課題かなというふうに考えております。

嶋田委員 先ほど20センチほどの小さいものだというので、据え置きですか、それとも今言われたように持ち運びはできるんですか。

安全安心 持ち運びは可能でございます。

課長

委員長 伴委員。

伴委員 何点か聞かせていただきたいんですが、まず広報とかで申し込みを開始されていると。どれぐらい今、申し込みが町のほうに来ているのか、まず教えてください。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 7月末までの募集申請を行ったところでございます。発送件数につきましては、課長 12, 129通、7月末現在で1, 424件の申請がございました。

伴委員 同僚の委員からもアンテナの問題とか、いろいろ。私が聞いているのは、携帯電話で連絡を役場からいただく、これの必要性がわからない。イメージからいうと補完するという感じで町は捉えているのかなと、私自身は思ってますけども、携帯があったら必要なんかなというような声も聞きますし、アンテナも、うちはアンテナの工事まで必要だったら大変なんかなと、不安に思ってます。そこでこれ7月末までの申し込み期間も、これずっと受け付けるんじゃないかと、いったん。ほんならこれ2千台買われるんやったら、1, 400なんぼ、随時、申込みを受付を受け付けてはると思うけど、あと600台どないしはるのか、そのあたりも教えてください。

安全安心 残りの600台の内訳でございますが、残りにつきましては公共施設と、また予備機という形で準備をさせていただいているところでございます。

伴委員 公共施設あと600台、あと予備ということで、なぜ、つけられた方の声、自分の身近な人がつけはって、やっぱりこれあった方が便利やというような声があったり、いろいろあると思うんですけども、ここで打ち切ってしまうと、このあ

たりちょっとわからないんですが、やはりいいものであれば、ぎょうさん使ってもらった方がいいの違いますの。また逆に言えば数が多ければ安くなる、そういうこともこういう機械ものっていうのはあると思うんですけども、ちょっとそのあたりもう少し教えてください。

安全安心課長 説明不足で申し訳ございません。随時受付は今後、いったん台数を、初めての購入ということで台数の調査をさせていただきました。二次募集という形でまた10月以降、広報でこの戸別受信機の必要性も訴えさせていただきながら、広報でまた第二次までの分につきましては、年末12月28日を目途で募集をさせていただきます。ご心配いただいているとおり、例えば転入の方につきましても、必要性につきましても、転入時にご案内をさせていただきます、随時予備機、もしくは数量が不足する場合については、あらかじめ発注をしていくという形で来年度以降もまた予算計上させていただいて、ご案内をさせていただきたいと考えております。

伴委員 そうしていただいたほうが、やはりつけておられる方がいっぺん使ってみて、先ほどの説明でもアンテナどの程度かというのも使われて、近隣のかたが、そしたらだいたいうちも同じぐらいかなということもわかってくると思いますし、不安に思っている。ただ、先ほど私質問した中で、実際のところアンテナひとつにしても結局、移動、同僚の委員が質問した、部屋で移動しとくんははれ、アンテナつけなあかん家がそんなできませんやろ、実際のところ。アンテナ全部の部屋になかったらあかんような形、そのへんも考えていっていただくというか、そういうことも必要になってくると思いますし、随時そんな形でやっていただければということで、一応そういうことでわかりました。

委員長 中川議長。

議長 このプロポーザルに何社参加してるんやろ。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 6社でございます。

課長

議 長

6社みんな金額は提示しているのかな。そして、金額これより安いところもあったのかな。

安全安心  
課長

当時につきましては参考価格ということで、戸別受信機の、このプロポーザルの審査項目の中では戸別受信機のコストのほうは点数には含まれておりません。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

プロポーザル実施時に、ゆくゆくはこのような戸別受信機をつけるということもございましたので、その中で価格のほうを提示していただきました。そうした中で総合的に考えて、本体と同一の部分になりますので、いったんは価格をもらって、そのあと値引き交渉するような形で今回は進めさせていただいているものです。

議 長

他の参加した業者で、もっと安いところあったとか、なかったというのはもうわからへんということやね。

総務部長

すみません、ちょっと手持ちのほうがないので、その状況について今、この価格この価格ということを申し上げることはできませんので、よろしくお願いします。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第26号については、当委員会として満場一

致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第２７号 令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政  
課長

それでは、議案第２７号 令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

政策財政  
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の９ページから１０ページをお願いいたします。はじめに、第１０款 地方特例交付金、第１項 地方特例交付金では、第１目 地方特例交付金で、令和５年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により４４万７千円の減額をさせていただくものであります。次に、第１１款 地方交付税、第１項 地方交付税では、第１目 地方交付税で、令和５年度の普通交付税交付額の決定により７，００８万３千円の増額をお願いするものであります。

次に、第１５款 国庫支出金、第１項 国庫負担金では、第１目 民生費国庫負担金で、令和５年度見込額が当初見積りを上回ることなどから、介護保険低所得者保険料軽減負担金４５万３千円の増額、第４目 衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルス感染症予防接種について、秋開始接種を実施することから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金１，３８７万円の増額をお願いするものであります。次に、第２項 国庫補助金では、第１目 総務費国庫補助金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、支給対象者が当初見積りを上回ることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金８０１万円の増額、第３目 衛生費国庫補助金で、産後ケア事業について、利用者が当初見積りを上回ることから、妊娠・出産包括支援事業費補助金２７３万６千円の増額をお願いするものであります。１１ページから１２ページをお願いいたします。一番上の感染症予防費補助金では、国庫負担金と同様の理由により、新型コロナウイルスワクチン接種

体制確保事業費補助金583万円の増額、第4目 土木費国庫補助金で、平成緊急内水対策事業について、国庫補助金の認証増を受けたことから、社会資本整備総合交付金3,100万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、介護保険低所得者保険料軽減負担金22万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、子ども医療費補助金の補助対象が高校生までに引き上げられることなどから500万円の増額、第7目 教育費県補助金で、斑鳩大塚古墳の良好な景観を保ち、利便性の向上を図るために環境整備を行う費用が補助対象となることから、文化資源活用補助金85万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、奈良中央信用金庫様から企業版ふるさと納税の申し出があったことから、指定寄附金100万円の増額をお願いするものであります。

13ページから14ページをお願いいたします。第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、令和4年度決算剰余金を活用し、財源不足補填のために予算化していた基金取崩を取りやめることから9,934万1千円の減額をさせていただくものであります。次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、令和4年度会計の決算剰余金の確定により4億8,639万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、令和4年度決算剰余金を活用し、地方交付税措置のない町債の借入れを見送ることから、第1目 総務債で、地域交流館整備事業債5,910万円の減額、第2目 民生債で、総合保健福祉会館駐車場整備事業債1,380万円の減額、認定こども園整備事業債6,900万円の減額、第3目 農林水産業債で、土地改良事業債1,630万円の減額、第4目 土木債で、道路新設改良事業債3,320万円の減額をさせていただくものであります。また、流域対策施設整備事業債では、国庫補助金で申しあげました平成緊急内水対策事業の国庫補助金の認証増を受け、地方交付税措置のある町債を活用することから、2,790万円の増額をお願いするものであります。

15ページから16ページをお願いいたします。地方交付税措置のない町債借入れの見送りとして、公営住宅長寿命化事業債2,950万円の減額、第6目 教育債で、図書館空調設備改修事業債820万円の減額、また、第7目 臨時財政対策

債で、令和5年度の発行可能額の決定により1,300万円の減額をさせていただくものであります。以上が、歳入の補正内容でございます。

17ページから18ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、県支出金や寄附金の増、町債の減による財源更正をそれぞれの費目でしております。それでは、財源更正を除く、主な歳出の内容につきましてご説明させていただきます。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、上から二つ目の第5目 財産管理費で、令和4年度決算剰余金を活用し、財政調整基金積立金1億円の増額、第6目 企画費で、電気料金の高騰により文化振興センター施設管理運営業務委託料が当初見積りを上回ることから664万6千円の増額をお願いするものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、産前産後期間における国民健康保険税免除に係るシステム改修分として、国民健康保険事業特別会計への繰出金363万円の増額、第5目 医療対策費で、令和4年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、65万2千円の増額、第7目 障害福祉費で、令和4年度の障害児入所給付費等国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、344万9千円の増額、第9目 介護保険事業繰出費で、歳入で申しあげました低所得者保険料軽減負担金の令和5年度見込額が当初見積りを上回ることなどから、介護保険事業特別会計への繰出金131万1千円の増額、一番下の第12目 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、歳入で申しあげました給付金の支給対象者が当初見積りを上回ることから801万円の増額をお願いするものであります。

19ページから20ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、令和4年度の子どものための教育・保育給付費負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから1,855万円の増額、第2目 保育園費で、時短勤務取得職員の代替等について、人材派遣会社を活用し保育士を安定的かつ迅速に確保するため、保育士派遣業務委託料1,423万1千円の増額、第4目 学童保育運営費で、子ども・子育て支援交付金の超過交付分を返還することから197万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症予防接種の秋開始接種を実施することから、第1節 報酬から第18節 負担金補助及び交付金までをあわせまして1,

970万円の増額、第3目 母子衛生費で、歳入で申しあげました産後ケア事業の利用者が当初見積りを上回ることから、産後ケア事業委託料547万2千円の増額をお願いするものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。中ほどの第6款 商工費、第1項 商工費では、第5目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費で、電気料金の高騰により施設管理運営業務委託料が当初見積りを上回ることから48万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、一番下の第7款 土木費、第3項 河川費では、第2目 治水対策費で、歳入で申しあげました国庫補助金の認証増を受けたことから、平成緊急内水対策貯留施設整備工事6,200万円の増額をお願いするものであります。

23ページから24ページをお願いいたします。中ほどの第9款 教育費、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、物価高騰による町独自の支援策として、給食費の負担や給食の質を維持するため、町立幼稚園に対する給食補助金を1食あたり59円から64円に増額することから、給食補助金5万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費で、歳入で申しあげました斑鳩大塚古墳の環境整備を行うことから、斑鳩大塚古墳環境整備工事171万2千円の増額、第5目 図書館管理運営費で、電気料金の高騰により図書館施設管理業務委託料が当初見積りを上回ることから187万5千円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源6,171万4千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。第7款 土木費、第3項 河川費の平成緊急内水対策事業において、本年度末までに完了させることができないことから1億2,400万円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第3表 債務負担行為補正についてであります。歳出で申しあげました電気料金の高騰により、債務負担行為の限度額が当初見積りを上回ることから、文化振興センター施設管理運営業務委託契約の限度額を2億238万4千円から2億1,850万8千円へ増額する変更、斑鳩の里観光案内所及び観光自動車駐車場施設管理運営業務委託契約の限度額を4,323万5千円から4,449万3千円へ増額する変更を行っております。

5ページをお願いいたします。第4表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、地方交付税措置のない町債の借入れを見送ることから、地域交流館整備事業の限度額を8,770万円から2,860万円へ減額する変更、土地改良事業の限度額を1,990万円から360万円へ減額する変更、道路新設改良事業の限度額を4,480万円から1,160万円へ減額する変更、また、流域対策施設整備事業では、平成緊急内水対策貯留施設整備工事費の増額にあたり、地方交付税措置のある町債を活用することから、限度額を2,790万円から5,580万円へ増額する変更、臨時財政対策では、令和5年度の発行可能額の決定により、限度額を6,300万円から5千万円に減額する変更を行っております。

次に、その下の表でございますが、総合保健福祉会館駐車場整備事業ほか3事業で、前年度繰越金を活用し、地方交付税措置のない町債の借入れを見送ることから、それぞれ廃止を行っております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政課長 以上で、議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会で、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えます。

嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えてください。4ページの債務負担行為の補正ですけど、この斑鳩の里観光案内所より云々とあるのは、これはiセンターのことですか。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政 課長 とうでございます。

嶋田委員 そしたら観光自動車駐車場というの、これ、iセンターが管理する駐車場ということていいんですね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 この駐車場というところは、三井のほうになります。その部分を観光協会さんのほうに指定管理で委託しておりますので、その部分でございます。

委員長 伴委員。

伴委員 24ページの下の大塚古墳の環境整備工事の件なんです、これ私自身、戦没者の追悼式典に出席させていただいたときに、ちょっとお願いした経緯もありまして、これどういう形で整備していただけるかちょっと教えていただきたいんですが。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習 課参事 斑鳩大塚古墳の整備事業につきましてですけれども、先ほど伴委員さんからお話ありましたように、戦没者の方の利用されるにあたって、いろいろご希望があるとちょっとお聞きした中でいくと、広場の使っている状況とか、そういうところのこともありましたので、内容としましては、まず、勝手生えした木もありますので、そうした木の伐採、そして階段のところにも再度土を流れてこんように、添えている石積みのところもありますので、そうしたところへの手すり等の設置を、そういうものを想定しております。

伴委員 ちょっと見た感じ危険かなといったところがありましたんで、そのあたりきちんと整備していただければなと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第27号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。

平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。10月21日から12月17日を開催期間として、準備を進めております秋季特別展、世界遺産登録30周年記念「法隆寺地域の仏教建造物」は、これまで守り伝えられた世界最古の木造建造物である法隆寺西院伽藍の金堂や五重塔に係る展示品などを展示しまして、世界遺産登録を受けた法隆寺、法起寺についての認識を深めていただく展示会となっております。現在、法隆寺や奈良文化財研究所などの関係機関との間で協議や資料調査を進めているところであります。

また、展示会に関連しました世界遺産をテーマとしました記念シンポジウムの開催を、11月19日、いかるがホール大ホールにて開催を予定しており、現在、内容や出演者等について調整を進めているところであります。

次に、史跡藤ノ木古墳秋季石室特別公開についてであります。今年度の秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開につきましては、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上で実施してまいります。実施にあたりましては、事前申し込みによる人数の制限を行った上で、石室内での解説は行わずに石室の外で全体説明を行うなど見学の方法の変更をはかりまして、11月25日・26日の

両日での開催を計画しております。

次に、発掘調査についてであります。奈良国道事務所より当町に調査委託の依頼がございました今年度のいかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、現地での立会いなどを行い、9月11日に奈良国道事務所との発掘調査の受託契約を締結し、その後、草刈り作業や発掘調査事務を進めており、10月上旬より発掘調査に着手する予定であります。今後、これらの発掘調査において重要な発見や成果等がございましたら、当総務常任委員会へのご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回の総務常任委員会にてご報告させていただきました奈良大学と共同で実施しておりました法隆寺1丁目の駐車場内に所在している舟塚古墳の発掘調査につきましては、9月4日に報道通知を行うとともに、9月9日に現地説明会を開催しましたところ、700名もの見学者の参加を得て、9月13日をもって無事に調査を終了いたしました。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
嶋田委員。

嶋田委員 今、報告がありました舟塚古墳なんですけれども、現地説明会が9月9日からということで、その前日、NHKで放送が、ニュースがありまして、町営の駐車場、花壇を掘ったら古墳が出てきたと、町は古墳と全然知らなかったというようなニュアンスでした。そこでは町の職員さんは一切おられず、奈良大学の方がいろいろ説明しておられましたけれども、その映像の中で、「古墳につき、ごみを捨てないでください」という看板、ちゃんと映っているんですよ。それを町が古墳とは知らなかったというようなニュアンスで放送されていましたが、報道陣への説明はどのようにされておられたんですか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習 今、おっしゃるとおり、花壇の植え込みのところを掘ったら、古墳やったという

課参事 論調の報道があったのは承知しておるところでございます。斑鳩町としましては、報道通知においては、舟塚古墳の内容を確認するという意味での発掘調査をしたという旨の通知は行ってございまして、そういうことで古墳でないというようなことを申しあげたことは一切ございません。ただ、マスコミの受け取り方としまして、古墳かどうかわからなかったところを調査したら、しっかり古墳やったというところはちょっと強調されてそのようなニュアンスになったものと考えております。

嶋田委員 あのね、説明でどのように報告されたんですか。古墳を調査したという報告じゃないんですか。

生涯学習 課参事 もちろん古墳の調査としたという報道通知を行っているところでございますので、古墳の調査ということで報道には通知しております。

嶋田委員 あのね、斑鳩町は歴史ある町なんです。それを古墳とわからずに花壇にしていたというニュアンスで報道されているんですわ。そしたらね、そういうふうなニュースを承知してはったら、報道各社にこれは古墳でしたよという訂正なり、そういうふうな注文いうのかな、訂正をされたんですか。

生涯学習 課参事 マスコミに対してそのような報道内容についての訂正を求めたことはございません。

嶋田委員 先ほども言うたように、斑鳩町は歴史ある町なんですわ、古墳とわかっているから一応花壇にしたわけでしょ。看板にも、古墳だからごみを捨てないでくださいと書いてあったわけですわ。それを斑鳩町が古墳と知らずに花壇にしていたというニュアンス、これは各マスコミに対して、特にNHKに対しては抗議とまでは言えへんけども、訂正するべきではないんですか。

生涯学習 課参事 マスコミに対して内容と違っていたという点においては、そういうことを求めることもございますが、以前もそういうことがありましたけども、マスコミがその思慮をもって各社独自でそういった報道した内容については、訂正を求めても、そういうことに対して、こういう解釈をしたということで以前申されたこともございま

すので、今回その件につきましては、またこちらのほうで内部検討させていただいて、対処してまいりたいと思います。

嶋田委員 どういうのかな、なあなあで行くんやなしに、白黒つけて、これは違いましたよ、こうですよということをね、言っていたら、次からマスコミも気を付けて報道するのではないかなとは私は思います。ぜひとも強い立場でやっていただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。  
中川議長。

議 長 今回の舟塚古墳、調査完了しましたということやけど、最終は今まであったとおりに戻すんか、どない戻るんやろ。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 舟塚古墳は先ほど申しましたように、現在いったん埋め戻して、元のように復旧しております。今後につきましては、当該古墳はホテルの建設予定地にありますことから、今後保存活用方法等については検討を行い、ホテル事業者等と協議相談もしていきながら、決めてまいりたいと考えておるところでございます。

議 長 なんか石を積んで、花壇っていうんかなんて言うんかな。子どもの時からずっと置いてあったけど、もうあんだけ報道でもされて、こんだけの古墳が出てきたというので、日本刀やら馬具やらなんかいっぱい出てきたって新聞にも載っていたけど、やはりそんだけの古墳というのをはっきりするような形で整備してもらったほうがいいのかなというような気はしますんで、意見として申しあげておきます。

委員長 ほかよろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 町外プール施設利用券の交付状況について、理事者の報告を求めます。

本庄教育次長。

教育次長

それでは、各課報告事項(1) 町外プール施設利用券の交付状況につきましてご報告を申しあげます。お手元にお配りしております資料1をお願いいたします。

町外プール施設の利用券の助成につきましては、施設の老朽化等による町民プールの休止に伴う代替事業として、今年度、令和5年度に、新たに実施をさせていただいた事業でございます。改めまして、本事業は、水と親しむ機会を提供することにより、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに心身の健全な発達に寄与するため、町外のプール施設の利用に対して利用券を交付し、予算の範囲内で利用料金の一部を助成するもので、対象施設は、大和郡山市にあります、まほろば健康パークファミリープールと、広陵町にあります、奈良県第二浄化センタースポーツ広場ファミリープールの県営プール2施設と、三郷町の町民プール、三郷町ウォーターパークとさせていただいております。

本人負担額は、本町の町民プールの利用料金と同額の大人350円、対象施設の無料の年齢区分を除く中学生以下の小人は100円とし、利用券の交付と引き換えに支払っていただくこととしております。また、助成額は、本人負担額と対象施設が定める利用料金との差額を助成することとし、利用料金の支払いについては、町は、それぞれの施設の利用料金相当額を各施設に支払うこととしております。

それでは、資料1、はじめに、利用券の交付期間でございます。対象施設の運営期間に合わせて、7月1日(土)から9月3日(日)までとさせていただきました。続いて、利用券の1. 交付状況でございます。まず、県営プールの利用券の交付枚数は、高校生以上の大人が1,866枚、中学生が272枚、小学生以下が1,717枚となっております。摘要欄に記載をさせていただいておりますが、県営プールは、3歳以下は無料となっておりますので、小学生以下の区分では、4歳以上小学生までの児童に1,717枚を交付したものであるということをご理解いただきたいと思います。県営プールの利用券の交付枚数合計は3,855枚、本人負担分の町の収入額は85万2千円となっております。

次に、三郷町ウォーターパークでございます。利用券の交付枚数は、高校生以上の大人が878枚、中学生が261枚、小学生以下が786枚となっております。こちらは、未就学児は無料となっておりますので、小学生以下の区分では、小学生の児童にのみ利用券を交付しております。三郷町ウォーターパーク利用券の交付枚数合計は1,925枚、本人負担分の町の収入額は41万2千円となっております。県営プールと三郷町ウォーターパークを合わせました交付枚数合計は5,780枚で、本人負担分の町収入額は126万4千円となっております。

続いて、利用券の交付枚数から算出をいたしました各施設に支払う利用料金の2. 支出額の見込みでございます。なお、県営プールにつきましては、二つの施設で利用料金が異なっておりますので、各施設の利用料金の平均額、大人及び中学生が780円、小学生以下の小人が375円を一人当たりの利用料金といたしまして、見込額として算出させていただいております。実際の支払額は各施設のそれぞれの利用枚数に応じて支払うこととなりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

県営プールに支払う利用料金の見込額は、利用券3,855枚分の231万1,515円、三郷町ウォーターパークに支払う利用料金は、利用券1,925枚分の92万8,700円、合計は、利用券5,780枚分の324万215円となっております。

最後に、各施設に支払う利用料金に係る町支出額の見込額から、本人負担額の町収入額を差し引いた3. 差引町負担額の見込額でございます。表の合計欄でございますが、197万6,215円となったところでございます。

以上、町外プール施設利用券の交付状況についてのご報告といたします。

なお、次年度以降の対応等につきましては、今回の結果等を踏まえまして、改めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

中川議長。

議長 町の負担額が197万6千円言うことやけど、うちの町営プール運営しているときは年間どれぐらの運営費かかってたんやろ。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 直近で申しあげさせていただきますと、コロナ前の令和元年度でございますが、大人小人あわせまして5,290人の利用がございました。その際の収入額として89万8,450円、運営等々、維持管理等々含めて支出額が804万521円ということで、差引額としては714万2,071円の町の持ち出しといたしますか、その額になっておったところでございます。

議長 町独自で町営プールを運営しているとき、700万の町の支出、今これ、よそのプールを利用していただいて、補助、町民プールと同じ料金だけもらって、不足を補助して197万円、500万ぐらい町としては安く済んでるわな。

住民の人は郡山行く、三郷行く、負担増えているやんか、同じ料金やなしに、なんぼか外で出てもらう分、補助する金額を見直してもらうという考え方はでけへんのかな。どうですやろ。町長か副町長、どうですか。

委員長 中西町長。

町長 今、議長からの質問でございますけれども、やはり今の金額を見ますとですね、かなり町のほうに利益が出ている状況でございます。どういう形で補助金を増やしていくかということはあると思います。地区を見ますとやはり三郷町と県営の関係でいきますと、中学生の金額というのがかなり開きがございます。そのへんもございますので、できるだけ均等にそれが分け振りできるような形で考えていかななくてはならないと思いますんで、今、試行でやっておりますけれども、これを続けてやってくとなれば、やはりその辺の金額を見なおさなければならないように感じておりますので、またその調整ができ次第、報告させていただきます。

委員長 ほかよろしいですか。  
伴委員。

伴委員 今、本庄次長が言われた町の支出、町民プールやっていたときの。これは直近で言っていただきました、維持管理の修繕、今までからも工事が必要な状態であると

いうことは聞いておりましたが、今までからもいろいろ手は入れていただいていたな、それは入っているわけですか。もう全然維持管理は入らずの金額、それだけちょっと教えてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 維持管理経費も入った金額として、令和元年度では800万円程度支出しているというところがございます。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございますか。  
本庄教育次長。

教育次長 教育委員会事務局生涯学習課から、1点、車検切れ公用車の公務使用についてご報告申しあげます。本件に関しまして、議員皆さまには、9月7日付けで、すでにお知らせをさせていただいておりますが、今般、教育委員会事務局生涯学習課が所管いたします公用車1台について、車検期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していたものでございます。

このような事態を発生させまして、町民皆さまの信頼を損ねることになり、また、町民皆さま、議員皆さまにご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、まずは、改めて深くお詫び申しあげます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、改めてとなりますが、今回の事案の概要につきましてご報告をさせていただきます。教育委員会事務局生涯学習課が所管する当該公用車につきまして、先月、令和5年8月27日に車検期間が満了しておりましたが、私ども担当課において車検期間満了日を失念し、そのことが、今月、9月7日に、公用車の車検期間全数調査作業のなかで発覚したものでございます。車検期間満了した後、公務において、走行回数5回、走行距離にして74kmの使用を行っていたものでございます。発覚後、直ちに業者へ車検手続きを手配をいたしましたが、車検期間満了の状態業者への持ち込みをしておき、発覚した9月7日の当日には、当該事案の状況等について調査・確認のうえ、奈良県西和警察署に報告をいたしております。今回の事案の発生につきましては、車検等の公用車の管理について、車両管理者である担当者のみならず、その確認及び手続き等を委ねていたことによるものと深く反

省をしております。職員各自が公用車の使用者としての責任において公用車の管理の徹底を図るなど、以後、同様の不適切な事案を繰り返さない様再発防止に努めてまいります。この度は、誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。

委員長           この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
溝部委員。

溝部委員        あつたことは仕方がないと思うんですけども、車検は私たち個人だったら、そろそろ車検ですよというお知らせが来ると思うんですけども、公用車とかはどういうふうになっているんですか。

委員長           本庄教育次長。

教育次長        公用車の車検につきましては、安全安心課のほうで車検満了期間等を把握の上、町内の自動車整備工場のほうを協議の上決定をして、その車検を受ける業者について各車両管理者である担当課のほうに連絡が来るというところでございます。

業者によりましては、車検時期が近いあるいはいつ納車されるのかということでご連絡をいただくところもあるのはあるんですけども、今回はそういったこともなかったというところで、失念してしまったというところでございます。

当然、自動車の使用者、所有者として車検期間満了期日というのは、こちら側もしっかりと確認しておくべき、逆にこちら側がしっかりと確認しておくべき内容と思っておりますので、同様のことが発生しないよう、複数人で確認するなり、適正な処理をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

溝部委員        ちなみに車検切れで走っていたことによって、なにか罰則みたいなものはあるんですか。

委員長           曾谷安全安心課長。

安全安心課長    車検の分でございますが、罰則といたしましては、道路運送車両法第108条第1項の規定によりまして、道路運送車両法第58条第1項の規定に違反したものは、

6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられます。また無車検運転につきましては、交通違反点数6点の加算となりまして、行政処分を伴い、免許停止期間30日間の免許停止処分の対象となります。

溝部委員 今回の件に関しては、そういった罰金などがあるということですかね。

安全安心  
課長 そのとおりで対象者が2名いますので、今後捜査のほう、今、行っているところになりますので、可能性としてはございます。

溝部委員 そしたらその方がしばらく免停になるとか、罰金の対象になるとか、その方個人がということですか。

安全安心  
課長 そのとおりでございます。

溝部委員 それもまた大変なことやと思いますので、管理が本当にしやすいような形でまた検討いただけたらと思います。

委員長 中川議長。

議 長 私も素人でわからないけども、あんなん現行犯ちやいまんのか。車検切れ乗ったでという虚偽の申請しても、だれや車検切れの車乗ったでとか言ってもそんな捜査するのかな。乗っているところを止められて初めて検挙されるんちゃうん、そんな理解しててんけど。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 今回車検切れあって、その後乗ったということなんで、警察のほうに届け出をしております。そうした中で9月、私どものほうからこういう事案がありましたので、届け出をさせていただくということで警察のほうで、いわゆる捜査というか事情聴取が、今後あるということをお聞きしておりますので、その事情聴取を待っているところでございます。以上です。

議 長        その事情聴取で乗った本人が、いついつこれぐらいの距離何時間ぐらい乗りましたって言ったら、やはり無車検の車を運転したということで30日間、6点引きで青か赤切符かなんか知らんけど、切られるということ。

総務部長     それに際しましては、運行日誌というのを提出しておりますので、そういったものでいついつ乗った、なおかつ、うちはドライブレコーダーを付けておりますので、そういったものを関係証拠として提出をさせていただいているところです。

議 長        それとさっき、説明の中にあつた安全安心課が管理して、各課に車の管理のことを案内するという、本庄次長の説明あつたけど、今回の場合は安全安心課から生涯学習課に対して案内はしたの。

委員長        西巻総務部長。

総務部長     今回も同様に四半期ごとに各課に通知をしておりますので、それぞれ車検がありますんで、よろしくお願ひしますと。業者さんとの打ち合わせをということで、車検自体は各課のほうで予算を持っておりますので、車検の発注というか、依頼先は決まっておりますので、あとは段取りをつけてこの時期に入れましようねというような形で業者さんとやり取りしていたというふうな形で管理しているところです。

議 長        安全安心課からわざわざ生涯学習課に案内いただいて、なんでその中で車両の管理するのが、係が一人しかいてない。案内あつたら課長から下、全部わかっていると思うねんやんか、それを一人のもんには責任を負わすやないけど、作業を一人だけに任せておくということがちょっとおかしいのかなと。やはり、皆で案内きてたやつどうなってる、もう終わっているのか、処理したんかというような感じで、皆でそんなことのないように努めていただきたいとそのように思います。

委員長        伴委員。

伴委員        確認ですけども、車検が切れているのを認知しながら、わかってながら自動車屋

にほうり込んだ。切れているのが失念しててわからんだと、これの説明がちょっと私わからないんですけど。はっきりどちらかだけ教えてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 先ほど、説明の中で申しあげました9月7日に発覚をしたタイミングで、急いで車検をしないかんというような思いのなかで、その状態で認識をしたまま整備業者のほうに車を持ち込んだというところがございます。

伴委員 結局、車検が切れている、そこでこれは早く持っていかないと。実際には車検が切れている車を、結局はレッカーで持っていってもらえればええことです。それを、忘れていたというのは問題ありますけども、やはりその辺の判断というのはきちりど、これもうどの課においても、やはり適切な判断、ルールというのがあるわけですから、そのあたりを徹底したいとお願いしておきます。以上です。

委員長 小城委員。

小城委員 これ、普通に車検、通すよりも1回車検切れて通した方が別途お金ってかかるんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 整備費用等々は基本的には変わりませんので、同額になるかなというふうには考えているところがございます。

委員長 ほかによろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前10時07分 閉会 )